

長岡京市障がい者相談員通信

この通信では、長岡京市障がい者相談員から、自分の経験談や、悩みを抱えておられる方々へメッセージをお届けします。

障がい者相談員ってどんな人？

国の制度に基づいて、市の相談員として活動しています。

市民からの障がいに関する相談に乗り、アドバイスをしたり、市役所や病院など必要な機関につなげたりしています。

身体障がい者相談員：視覚・聴覚・肢体のいずれかの身体障がいのある人

知的障がい者相談員：知的障がいのあるこどもの保護者



毎月18日は相談日！福祉事務所へぜひお越しください！

毎月18日（18日が土日祝の場合は翌平日）に長岡京市福祉事務所1階会議室1で心身障がい者相談を開催しています。午後1時～4時の間、2名の相談員がお待ちしています。

予約はいりませんので、時間内のお好きな時間にお越しください。無料です。

相談員の障がい種別については最終ページをご覧ください。（広報長岡京毎月1日号、障がい者福祉のしおり、市ホームページにも掲載しています。）



心身障がい者相談日の様子です。同じ立場にある相談員に悩みを打ち明ければ、何か解決の糸口が見えたり、心が軽くなるかもしれません。

相談とは思わず、気軽に話しにきてくださいね！

長岡京市福祉事務所（分庁舎3）の入り口です。開田郵便局の東側で、開田保育所の南にあります。駐輪場、駐車場、障がい者用トイレがあります。

会議室1は自動ドアを入れて左奥にあります。相談日には「相談日です」という看板を出しています。



障がい者相談員証明書

氏名

上記の者は、身体障害者福祉法第12条の3に規定する身体障がい者相談員であることを証明します。

年月日（年月日まで有効）

長岡京市長

印

相談員は市が発行した証明書を持ち歩いています。（例は身体障がい者相談員の証明書）

相談員には秘密を守る義務がありますので、安心してご相談ください。



どうぞお越してください！

知的障がい者相談員

昔に較べると、今は「相談機関」と称される相談先が随分増えました。「総合相談センター」「基幹相談支援センター」「地域包括支援センター」「相談・支援センター」「委託相談事業所」他、多数の「相談」に乗ってくれそうな先の名前が市のあちこちで目に入ります。でも、逆に多すぎて「私はいったいどこに相談すれば。。。」と迷ってしまわれるのではないのでしょうか。

「よくよく考えたら、何から相談していいのか分からない」「そもそも、自分の悩みが相談にふさわしい内容なのかどうかも分からない」「相談する内容が整理できていない」「いや、今、頭の中にあるのは、ほとんど患痴に近い。」いいんです！そんな時こそ、市の相談日の相談にお越しいただいて、とりとめもない話や患痴を、どうぞお聞かせください。相談会場は、市役所・分庁舎3の中にあります。相談を担当するのは、障がい者の当事者やその家族である相談員です。だから「役所の人には相談しにくいなあ」という内容でも全然OKです。相談員の連絡先は公開されているので、直接電話していただくのも大歓迎。これまで受けた相談は「子どもの進路について悩んでいるが、経験者、当事者の本音の話が聞きたい」「家族が中途障がい者になってしまったが、いったい誰に相談していいのか分からない」「子どもの服薬状況について、医療機関以外の、障がい者の家族の意見や情報が知りたい」「今存在していない行政サービスはどうやったら実現するのでしょうか」「患痴をこぼす相手がいない」「とにかく今日は話し相手になって欲しい」などなど、本当にさまざまです。

人の悩みは汲めど尽きせぬものです。ひと山越えてもまた次の山が待ち構えています。相談員自身もいまだに尽きせぬ悩みを抱えた、ただの人です。相談される方と同じ目線で、同じ悩みを共有しながら、一緒にお話できれば、私たちも有意義な時を過ごせると思っています。ひとりで悩まず、あれこれ一緒に話していると、解決への糸口が見つかったり、決心がついたり、「あれ、何の話に乗たんやろ？」というくらい気晴らしになったりと、きっとお力になれると思います。ではでは、市の相談日に、ぜひぜひお立ち寄りください。いつでも大歓迎です！



障がい者誕生

(身体障がい者相談員・肢体)



ある日突然に倒れたら、そんな事が起こりました。

平成7年9月1日(金)午後、病院へ着くなり、身体全身が動かなくなり、寝たきりの状態になりました。ついに9月4日(月)には、呼吸が止まりましたので人工呼吸器を使用し、ようやく生命を維持する状態でした。後で分かった病名は「ギラン・バレー症候群」聞いた事の無い病名でした。(筋肉を動かす運動神経の障害のため、急に手や足が動かなくなり、時には全身の運動神経に障がいを起す病気)身体の全ての「動き」が止まり、手足はもちろん、顔の動きまで止まってしまいました。気管切開をし、人工呼吸器により呼吸し、約2ヶ月間お世話になり、栄養は、鼻から胃へ直接管を挿入して流動食を入れて生きていました。

この間、全身が動かないためコミュニケーションが取れないことが一番の苦悩でした。文字盤によるコミュニケーションを試みましたが、なかなか意思が伝わらずイライラした事もありました。半年が過ぎたころから、少しではありますが物が口から食べられるようになり、少しずつリハビリを開始し

ました。もちろん自分では食べられませんので、いつも介助が必要でした。末梢神経が少しずつ回復してきましたが、筋肉は戻りません。

2年半かかりましたが、ようやく病院を退院し、5カ月間「更生施設」へ入所し、職場復帰に備えた日常行動・移動の訓練を受け、発症から3年1カ月、平成10年10月、会社への復帰が叶いました。車いすでの生活でしたが、車いすに乗っている事、握力が無い事以外、あまり自分では不自由は感じておりません。

車いすを使用し、車による通勤を認めてもらい、復職後15年間元の会社での勤務を続け、平成25年6月、定年により退職しました。文章では、短く書きましたが、大変な闘病生活3年でした。

障がいをお持ちの皆さん、障がいが残る、障がい者になる、ということを知り、落ち込んだことはありませんか。私は、闘病中も、今でも、一度も思ったことはありません。ただ、車いす生活でもいい、会社へ社会へ復帰することのみが大きな目標でした。

今でも、歩行が出来ず、車いす生活ですが、家族の支えもあり、4~5年前から何かのお役に立とうと、「障がい者相談員」をしています。

。。。障がい者スポーツへのお誘い。。。。

障がいがある皆様、何かスポーツしていますか？体を動かしていますか？

私が障がい者スポーツと出会ったのは、社会復帰を目指しリハビリの更生施設へ入所していた時でした。障がいがある人が、生き生きと体を動かし、自分に合ったスポーツを楽しんでおられました。障がい者スポーツも多くあります。ご自分に合ったスポーツを始めて下さい。そして、障害者スポーツの全国大会にもぜひ挑戦してください。障がいを持って生活している私たちは、体調がいつ一番いい時なのか判りません。スポーツしたいなあ、と思った時、今でしょう。



働くことを夢みて

(身体障がい者相談員・視覚)



「どんな障がいがあっても働きたい」そんな訴えをお聞きする機会がありました。一口に障がいと言ってもいろいろありますが今回は私自身の障がいでもある視覚(見えない、見えにくい)障がいがある人のお話を致します。お一人目はAさん(男性、40代)で20年以上お勤めされていた会社でしたが、疾病により視力低下が著明となり職務に支障が出て、雇用主側の危機感とご本人の自信喪失から退職を余儀なくされました。ご本人はまだ僅かに残る視力を振り絞り何とか就労を希望されておられますが、なかなか思うようにいかない現実が怨めしい限りです。ご自身の限りある視力と引き替えにしてまでもお仕事をしたいと訴える切実な声に大変感動を覚えました。

次はBさん(女性、40代)で勤務している事業者の都合で事業種変更により従業員整理に巻き込まれご本人の意志に関わらず退職を余儀なくされそうになっております。年齢的にもまだまだ十分に働ける・・・、働かなければならない時期でもあります。長年苦労しながらの通勤にも耐え働き続けてきた彼女にとっては青天の霹靂とも言える事で言葉では表現の出来ない程のショックと推察致します。何とか再就職に結びつくようなきっかけがあればと願ってやみません。

最後はCさん(女性、60代)で、弱い視力で京都市内北部の事業所に通勤しておりましたが事業所の都合にて担当部門の閉鎖により雇止めを通告されました。残存視力を駆使し再就職に奔走しておりますが健常者のように選択肢が広くなく極めて狭い範囲での求職活動となっております苦戦しているのが現状です。

以上のような3つの事例に共通することは、憲法第27条の「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」で言われているように、就労の保証である本人の「働きたい」という意志が社会の都合や雇用主の都合などにより担保されず、また「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを生かすべく職場における工夫や配慮が十分にされていない社会となっております。

このようなことは障がいに限らずいろいろな世界で差別を受けているか受けざるを得ないの別はあってもご苦労をされている人も少なくないと思われま。社会では障がい者の自立更生とよく言われます。言い換えれば働く事を通して社会参加をすること、すなわち極論的に言えば生きていくことにほかならないのです。

この度、国においては国連の障害者差別禁止法批准を受け、障害者雇用促進法の改正がなされようとしております。その中で雇用解雇に関して「障害を理由とすることは認められない」というような内容が明記されます。これから種々の手続きが待っておりますが一日も早い施行の日を願っております。今回は働くという切り口からの相談について書きましたが、お悩みは一人で抱えずみんなで少しずつお引き受けし、みんな（公、地域、家族など）で支え合うセーフネットワークがより充実する社会の到来を待望する次第です。

心身障がい者相談日日程

相談会場：福祉事務所1階 会議室1 相談受付時間 午後1時～4時

10月20日	げつ	相談員全員参加				
11月18日	か火	たかはし ひろし 高橋 博	したい 肢体	こばやし ひとし 小林 整	ちてき 知的	
12月18日	もく木	わたり おさむ 渡利 修	しかく 視覚	たかはし ひろし 高橋 博	したい 肢体	
1月19日	げつ	みよし としあき 三好 俊昭	したい 肢体	きたつじ みゆき 北達 美由紀	ちてき 知的	
2月18日	すい水	おぐら せいこ 小倉 生子	ちてき 知的	かつやま やすこ 勝山 靖子	ちょうかく 聴覚	
3月18日	すい水	にしむら ひではる 西村 秀晴	ちょうかく 聴覚	わだ まさよ 和田 政代	したい 肢体	

障がい者相談員に相談をしたいとき

心身障がい者相談日に参加する・・・分庁舎3（福祉事務所）1階会議室1 午後1時～4時 毎月18日
（18日が土・日・祝日の場合は翌平日）

相談員に直接連絡する・・・相談員の名前、連絡先一覧は、障がい者福祉のしおり※に記載しています。
お気軽にご連絡ください。※障がい福祉課の窓口にある A4約80 ページの冊子。無料です。

市役所障がい福祉課に連絡する・・・市から相談員におつなぎします。下記へご連絡ください。

※障がい者相談員は個人情報取扱いについて保護及び守秘義務があります。安心してご相談ください。

精神障がいについては、毎週月・火に精神保健福祉士による精神保健福祉相談（事前予約要）をしています。
詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

発行：長岡京市健康福祉部 障がい福祉課 電話：075-955-9549 ファクス：075-952-0001
Eメール：syougai-fukushi@city.nagaokakyo.kyoto.jp ホームページ：http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/